

方觀承撰『燕香集』上について

— 詩を史料とした乾隆期政治史の再構成 (その2) —

黨 武 彦

A Study on Fang Guancheng's *Yan Xiang Ji* (part I)

Takehiko To

(Received October 1, 2009)

はじめに

本稿は前稿^{*1}に続き、方觀承の詩集を分析することによって、乾隆期の政治史を再構成しようとするものである。本稿で取り上げる詩集は『燕香集』上で、乾隆十三(1748)年から十六(1751)年までの詩作を集めたものである。方觀承が浙江巡撫に昇任し、政治的に清朝の統治権力の中で具体的な政策提言とその実行を行いうる官職に就いて以降の詩作である。また、彼のキャリアのうち最も重要なポストである直隸總督に昇任した直後の詩作も含む。乾隆十年代の政治史を見る上で重要な史料となるものである。(全五十一首、詩題の前のアラビア数字は通し番号。前稿同様特に言及していない詩もある)

1. 乾隆十三(1748)年(浙江巡撫)

方觀承はこの年の三月に直隸布政使(従二品)から浙江巡撫(正二品)に陞任する。前任の愛必達貴州巡撫に調任したときに、乾隆帝が方觀承を簡選したのである。

乾隆帝は上諭において「朕、浙江地方緊要に因り、其の巡撫の員缺は、特に方觀承をして補授せしむ。方觀承行在時に常に召對し、屢々訓諭を経るの者に係る。著じて速やかに新任に赴かしめ、京に來りて請訓するを必せず。伊の辦事才具は頗る優れ、地方を整飭するにおいて、積弊を釐剔し、海塘工程に及んでは、錢糧を清查せしむに、諸れ皆な力の勝う能う所なり。但だ、事事須らく實心を盡し、設誠に致行し、絲毫として粉飾の見を存すべからずして、方めて封疆の重任に負かず、民生において裨益あり」^{*2}と述べており、前稿までですでに明らかにしているように、乾隆帝の方觀承の能力への信頼は非常に厚い。當時江南河道總督であった高斌も「才情を論ずれば方觀承が優れている」と評している。^{*3}

『燕香集』上の冒頭は、1「閏七夕」である。初句の「去閏心情感別離」の割註に「李義山詩、願去閏年留月小」とあるが、これは晩唐の詩人である李商隱の「河内詩」の一句で、「なんとか閏の年ははぶき、小の月だけを數えることにできないものか」^{*4}、の意。別離の時間があるべく少なくなることを願ったものである。

2「食蓴羹作」蓴は所謂ジュンサイのこと。

3「于耐圃侍講將按試衢州枉過論詩竟夕」于耐圃は于敏中、乾隆二年丁巳恩科の状元。乾隆帝治世後期の漢人の寵臣で、文華殿大學士・軍機大臣にまで晉んだ。當時は翰林院侍講で提督浙江學政に任ぜられ、杭州に赴任しており、状元から翰林官という最も清秩な昇進コースを歩んでいた。三句目の割註に「丙寅歷下同品珍珠泉」とあり、于是乾隆九年詹事府左春坊中允の時に提督山東學政に任ぜられており、方觀承が山東巡撫を署理していたときに歴城において會見していることがわかる。『薇香集』76「珍珠泉」参照。四句目「南施亦張軍」の割註にある施愚山は安徽宣城の詩人施閏章(1618-83)、宋荔裳は山東萊陽の詩人宋琬(1614-74)、南施北宋と並び稱される清初の詩人。王士禎の『池北偶談』にも「康熙以來の詩人、南施北宋の右に出ざる無し」とある。

4「盆蘭有並蒂者成四韻」並蒂とは、一つの蓴に二つの花が咲いているもので、男女の合歡あるいは夫婦の恩愛に喩えられる、吉祥である。

5「戢山書院拜劉念臺先生待漏圖遺像」劉念臺は明末の士人、陽明學右派の系統を引く儒學者である。名は宗周、萬曆六(1578)年、浙江省紹興府山陰縣に生まれた。萬曆二十九年進士。東林の諸儒と親交を持ち、東林

辯護の上書を書き、反東林派との黨争に巻き込まれる。官は都察院左都御史まで累進するが、清朝の侵攻に及んで自ら食を絶ち 1645 年死去。戡山書院は劉念臺の書院。題の割註に「書院は即ち先生證人社の舊址」とあるが、證人社は崇禎四年に劉念臺が講學明道のために集めた結社。^{*5}詩中の割註に「家少廷尉仁植公、爲御史時、巡按兩浙、與先生訂交講學、甚相推重」とあり、方觀承の三代前の族人にあたる方仁植（方孔炤）が劉念臺と親交を持っていたことがわかる。方孔炤は字は潜夫、仁植は号である。萬曆四十四年の進士で官は僉都御史・湖廣巡撫に至る。方以智の父にあたる。^{*6}清朝に歸すること無かった明朝の遺臣の顕彰については微妙な問題をはらむが、劉念臺については四庫全書編纂段階の乾隆四十年にあつて「劉宗周・黃道周等のごとき立朝して謬し、僉壬に抵觸し、及び時艱に遭際し、危に臨んで授命するは、均しく一代完人と稱するに足る、褒揚當に及ぶべき所なり」^{*7}と評価され、また、四十一年には「昨江蘇進する所の應に燬すべき書籍内に、朱東觀選輯明末諸臣奏疏一卷、及び蔡士順輯する所の同時尚論録數卷有り、其の中の劉宗周・黃道周のごときは、明季秕政を指言し、語多く採るべし。因りて軍機大臣に命じ、疏中に本朝を犯す字句有るを將て、數字を酌改し、其の原書を存すべし」^{*8}と乾隆帝が表明しており、別格の扱いを受けている。

6「曹娥廟」曹娥廟は浙江省紹興府上虞県にある廟で現存する。方觀承は若年貧窮の時、この曹娥廟に身を寄せ、拆字觀相で生計を立てていた。浙江巡撫に昇任後、この曹娥廟に廟田二十畝を寄贈し、この詩を行書により刻した碑文をたてたとされているが、碑文自體は現存しない。

7「姚江道中」姚江は紹興府餘姚から寧波まで流れる河川。8「曉晴登湧翠樓」湧翠樓の所在は不明。^{*9}

9「次嘉禾喬五慕韓來晤」、10「題喬慕韓窺園圖」喬慕韓は江蘇省寶應の人。方觀承と喬慕韓は乾隆四年に鄂爾泰に従った江南治水事業のおりに寶應對面しており、舊友であった。^{*10}

11「吳好山貽乞猫詩依韻奉答」、12「蔣韜文爲寫蘭圖小照」ここにみえる吳好山、蔣韜文とも不明。

乾隆十三年から十四年前半に詠まれ、詩集に収められた十二首は、浙江巡撫在任中に作られたものであるが、すべて皇帝の應制の作でもなく、また、具體的行政を反映したものでもない。純粹に士人との交遊や山川の情形を表現したものとなっていることが特徴であるといえる。在任期間は短いとはいえ、海塘工事などにおいて顕著な業績を擧げており、それを詩に詠まない、あるいは詠んでいたとしても詩集に入れないことは、直隸省在任中のものとは對照をなしている。

2. 乾隆十四（1749）年（直隸總督）

方觀承はこの年の七月初六日、直隸總督に陞任する。結果として乾隆三十三年八月の死に至るまで、十九年間この職に任ずることとなる。

13「乾隆己巳移節畿輔同家兄舟次京口中秋之夕三弟自金陵來赴喜而成詠」、14「中秋泊京口憶西疇二兄阻舟瓜步」京口は長江と運河の結節点にある商業都市である鎮江である。方觀承には、兄（方觀永）と弟（方觀本）がおり、兄は行動をとともにすることが多かったようである。弟は金陵（江寧、現南京）にいたが、江寧は祖父の代からの僑居の地である。14にみえる「二兄」は方觀承の詩に時折現れるが不明（從兄か）。西疇は雲南の地名か。瓜步は江蘇省六合の東南にある地名。

15「趙北口道中和邵五陽韻」趙北口は直隸省河間府任丘縣北部の行宮があるところ。水澤の中の島にあり、橋で結ばれている。^{*11}割註に「戊辰（乾隆十三年）二月、上駐蹕趙北口行圍承以布政使奉役」とあり、乾隆十三年の乾隆帝の行幸の際、直隸布政使であった方觀承が行幸に関する業務に従事していることがわかる。

16「曉發西淀」西淀は現在の白洋淀。

3. 乾隆十五（1750）年（太子少保直隸總督）

17「恭和御製庚午二月、西巡途經畿輔青疇溇潤秋麥方萌、即景示總督方觀承及其屬吏用致交勉元韻」（庚午二月初七日）乾隆帝は、この年の二月初二日に、皇太后とともに山西省の五臺山への西巡のため京師を出た。「二月六日駐蹕保定賜宴作樂丞倅牧令皆與」と割註にあるように、二月初六日には保定府大營に駐蹕している。^{*12}この時に詠んだ「示直隸總督方觀承及其屬吏」に和韻したもの。

18「恭和御製重幸蓮池書院元韻」（二月二十三日）前詩が詠まれた初六日の翌日に出発した巡幸は、十三日から

十五日までの五臺山の菩薩頂での参拝の目的を果たし、十六日には回鑿を開始し、帰路二十二日・二十三日の二日間保定の大營に駐蹕する。この際保定の蓮池書院に行幸が行われ、その際に詠まれた「蓮池書院」*13に唱和したもの。「重幸」とあるのは、『薇香集』72にある乾隆十一年十月初九日の行幸をふまえたもの。

19「趙北口水圍恭紀長句」詩題の割註に「庚午二月二十四日發糧端村，二十六日至趙北口行宮」とあるように、京師へ回鑿中の皇帝一行が趙北口行宮に至った時に詠まれたもの。「水圍」とは水上で圍獵（四面を合わせ圍んで行う狩獵）を行うこと。康熙帝・乾隆帝は度々趙北口白洋淀にて水圍を行った。十句目の割註に「水圍常在驚蟄節後」とあるように、太陽暦にして三月初旬の暖かくなるころに行われた。十二句目の割註には「東西兩淀以趙北口爲界」とあり、趙北口が東西淀の境界と認識されていた。二十八句目の「每訝沮洳久形變」の割註には「觀承監司たりし時，東西各淀を循視するに堙多し。今年忽ち復た水増すこと數倍」とあり、方觀承が按察使・布政使在任中（乾隆八年～十三年）と淀の状況が一變していたことがわかる。四十二句目の割註には「清明は水鳥の當に去るの候たり。是の日觀承、鎮・道等を率いて乗舟して圍後、則ち風翔雲集し、圍船上に當り、空際を布滿す。有致の者のごとし。淀村の老民咸な驚嘆して謂えらく、向に聖祖の時において間々亦た之を見る」とあり、康熙帝の時代との比較を通じて、乾隆帝の治世を顕彰しようという意図も垣間見られる。五十二句目に「是の日、上親ら御火鎗もて五十餘禽を獲し、矢もて二十餘禽を獲す。此の際復た詩三首を成す」とあり、水圍の成果を識す。

20「蒙賜人獲恭紀」（二月二十六日）實録に「賜直隸總督方觀承人獲三觔」とある。人獲は即ち人參であるが、三觔もの量を下賜されるのは異例（管見の限り乾隆期で二例）である。

21「恭和御製永定河隄賜示元韻」（二月二十九日）この詩は、乾隆帝の御製詩である「閱永定河隄因示直隸總督方觀承」に韻をあわせて詠んだものである。實録では三十日に永定河隄工を閲したこととなっているが*14、19「趙北口水圍恭紀長句」の六十句目の割註に、「趙北口より陸に登りて永定河工を臨視す」とあり、それに符合して『御製詩二集』に「趙北口水圍罷登陸之作」があり、その三句目割註に「永定河下流，淤を覺ゆ。督臣の之を親臨するを請うを允し，以て疏濬の策を商す」とあり、方觀承の求めに応じて永定河隄の視察を二十九日以前に行い、「過永定河」という詩を二十九日以前に詠んでいるので、二十九日という日付に誤りは無い*15。さて、乾隆帝の原詩は、

水地中によりて行き*16、其の事無き所に行く
 要し禹を以て師と爲さば、禹貢隄の字無し
 後世乃ち諸に反し、祇だ惟れ隄のみ是れ貴しとす
 隄無ければ衝決を免れ、隄有れば防備を勞す
 禹の若きは豈に易ならざらんも、今古實に異勢なり
 上古田廬稀にして、水と利を争わず
 今則ち寸尺争い、安ぞ如許の地を得ん
 隄を爲すは已に末策にして、中は又た等次有り
 上は其の漲を禦ぎ、帰漕して則ち治めず
 下は加高せしめ、隄高ければ河も亦た至る
 之を寛墻を築くに譬えれば、上において溝渠を置き
 險を行いて以て幸を徼め、幾何か其の潰れざらんや
 胡ぞ疎濬を籌せず、功半ばにして費貲せず
 之に因りて日々遷延し、愈々久しくして愈々試し難し
 兩日永定を閲し、大率病是に在り
 已む無くして相い諮詢し、補偏救弊を爲す
 下口略々更移、其の趨下易きを取る
 培厚或いは爲すべく、加高は汝切に忌む
 多く減水壩を爲し、亦た漲異を殺すべし
 土を河心に取り、即ち疏淤の義に寓す
 河中に居民有り、究に久しき長計に非ず
 相安んじて姑く論ぜず、宜く添寄を新しくするを禁ず
 條理は爾が其の覆め、大端は吾が略示す

桑乾豈に巨流，東手計義を煩わす
 隱隱に南河を聞く，此と二致無し
 未だ先に憂いを懐くに臨まず，永言吾が意を識す*17

というもので、これは、前年乾隆十四年に提出された方觀承の永定河下口の移動についての提案*18（總督であるが故に可能なアジェンダの提示である）、に對して答える内容のものとなっている。その奏摺への硃批においては「下口の移動については軽々しく提案すべきではない」と却下した乾隆帝であったが、實際に永定河を閲し、何らかの對策の必要性を感じたようであり、そのあたりの迷いが詩に表現されている。「土を河心に取り、即ち淤澱の義に寓す」の句には、「向來河臣隄を治るに率そ加高培厚を以て請を爲す。朕、培厚を以て尚お可とす。加高すれば則ち隄高くして河も亦た日々與に俱に高く、長策に非ざるなり。其の培隄の土を取るに類な之を隄外に取る。朕謂う就近隄外の土を取りて以て隄を益せば、隄増えると雖も地は愈々下る。宜く河中の淤出の新土を取りて之を用いれば則ち培堤即ち淤を濬するの義に寓し、兩得を爲すに似たり」と割註があり、堤防の幅を増すことは可であっても高さを高くすることは天井川の状況を引き起こすとして不可とし、「隄外」（すなわち現代治水用語の堤内地）の土砂を用いて堤防の幅を増すことについても問題視し、浚渫土を用いて堤防を作るべきことを言っている。また、「相安んじて姑く論ぜず、宜く添寄を新しくするを禁ず」の句には「河中淤地の窮民輒ち播種に就き、草舎を構して以て居し、水至れば則ち避去し、害を爲さざると雖も墻を築き壩を疊ね、未だ河を填めるの患有るを免れず、祇だ以えらく遷徙は民の願う所に非ず、已むを得ずして姑く之を聽し其の後を禁じて増廊を附益する勿らしむを云う」と割註をつけている。堤防外の河川敷において農業に従事している窮民の存在の認識と一定の理解を表現している。以上の二つの割註の内容は二月二十九日に方觀承が上諭を面奉する形で伝えられていることが『永定河志』*19によりのみ確認できる。（上諭檔、實録にはみえない）

乾隆帝の詩に對して方觀承はその意を付度し、

渾流古より無定にして、治めざるも本より事無し
 兩長隄を束してより、永定轟ける碑字
 乍く覺ゆ河患の失われ、爲に農田の貴きを檢す
 官を設け修防を重んじ、壩を牖して椿埽備え
 莽養として六十年、改導も亦た勢に因る
 尾閘淀廣に藉り、壅沙漸く利を失う
 勝芳と三角（俱に淀名）、蓄眼久しく平地
 趨下して下は高を増し、葉淀は淀の次
 且つ復た歳修を籌し、何ぞ由りて長治を冀う
 故道屢々議復さるも、利杳われ害先に至る
 相い望むこと七百村、讓る莫し盈丈の渠
 其の夏の濤險に當り、心驚く撮土の潰えるを
 但だ有り榿舊を崇するに、焉んぞ能く錢貲を惜しまん
 壩を豁きて傍洩せしめ、汎至れば屢試するを得
 頻年安瀾を獲て、収效尚お是に在り
 臣職耑司を憚れ、初めて至る利弊を審するに
 近甸疇咨に厪め、此を了して殊に易えず
 巡觀して舊歴のごとく、一一別に宜忌す
 詎ぞ鹵莽の爲すべし、深く惟う今昔異なるを
 頻々と申す脛築の戒、須らく淪注の義を省すべし
 緬彼六工の下、地闊く宜しく計を爲すべし
 拓きて波流をして寛からしめ、衍して泥淤の寄るに任す
 數十百里中、頓轡して指示に勤む
 稍や存ず兩隄の舊き、故道の議に拘る無く
 淀近く沙入らず、海遠く水終致す
 拜手して謨訓垂れ、宸章精意を釋く

と應えている。真意はともかく、故道策の非は強調されている。翌年、方觀承は下口移動を力説する上奏文を提出、乾隆十七年には下口の移動を実現させることとなる。^{*20}

22「蒙恩晉階太子少保獎勵有加感愧交集恭紀四韻」三月初二日。方觀承は「節制宣勞，才猷練達」^{*21}により太子少保の加銜を得る。この銜自體は正二品官であり、すでに兵部尚書都察院右都御史直隸總督の従一品官よりも品階は低い。宮保の名譽職は皇帝との関わり方の強さの指標となる。内閣がこの件に関する上諭を奉じたのは初三日であるが、前日に知らせがあったのであろう。

23「三月初三日駐蹕南苑行圍上親射八兔分賜扈從大臣並臣觀承恭紀」乾隆帝は三月初二日から初五日まで南苑にて圍を行う。

24「蒙賜貢橘恭紀」下賜された橘は浙江の衢橘。衢紅橘とも呼ばれる、同省衢州の名産の橘。

25「庚午三月初八日上親耕藉田時，臣觀承扈蹕至京師命同京尹班侍所，謹於終畝後帥農官耆老謝恩觀耕臺下，恭紀二十四韻」「西巡於二月初三日啓鑿三月三日回至南苑」との割註がある。京師の先農壇で行われた耕藉の儀礼^{*22}に扈從した際に詠まれたもの。

26「庚午九月聖駕巡幸中州，於初五日駐蹕保定臨漪亭行宮，蒙賜七言近體詩一章，恭和御製元韻」この年の八月十七日、乾隆帝は皇太后とともに東陵・西陵への拜謁と河南への巡幸を行うために京師を出発する。東陵・西陵へ先に行ったため、九月初五日に保定に到着している。保定臨漪亭は保定城西の靈雨寺の傍らにあった舊蹟である。靈雨寺は久しく廃れていたが、この年の春、士民の資金醸出による修整がなされていた。既に予定されていた秋の巡幸に備え、行宮の準備がなされていた。^{*23}ここで恭和された乾隆帝の詩は沿途良郷縣で詠まれた「良郷行宮作并示直隸官」^{*24}である。良郷には八月二十八日に駐蹕しており、その時に詠まれたものであろう。この御製詩の七句目には「今年の夏秋雨水過多，過ぎる所の京東の州縣の収成は較々歉薄に似たり。特に旨を下して豊収の處は，仍お例に照らして錢糧を蠲免すること十分の三，其の歉収の所は，恩を加え蠲免すること十分の五，并に地方大吏に敕して善く經理を爲さしむ」とあり、また、方觀承の詩の五句目の割註には「災賑需米，節に諭旨を奉じ，截漕二十萬石」とあり、この年の直隸省の悪天候による不作について、減税と漕運米の直隸省への投下が指示されていることがわかる。二十萬石投下の決定は七月になされており、乾隆帝が十萬石の截留を指示した後の方觀承の上奏に對して、「十萬石で足りるのか」と乾隆帝が硃批を加え^{*25}、更に十萬石が加えられている。^{*26}清朝において首都がおかれたゆえに「畿輔」とされた直隸省には、雍正期から乾隆期にかけて、社會の安定と豊かな財政状況のなかで清朝の餘力が十分に投下され、社會資本の整備が急速に進んだ。^{*27}江南から京師に運送されてくる漕運米が天津北倉という直隸省交通の結節点に備蓄され、直隸省社會の安定に寄与したと評価できる事例である。

27「蒙賜大緞東貂小荷包並頒隨行文武各官有差恭紀四韻」，28「九月初七日上駐蹕定州之衆春園，親灑宸翰賜臣觀承績懋保釐四字扁額，布政使恒文按察使玉麟並蒙賜額一曰宣風一曰慎憲恭紀六韻」，29「衆春園射鵠蒙賜花翎黃褂恭紀二首」以上三首は行幸に扈從した方觀承等の下賜品や恩典が与えられたことに應じた詩作。

30「正定城北二里許，舊有旺泉，乾隆十年鑿以爲正藁水利，積土成臺泉周，其址上建導醴亭，郡守王楷繞臺種菊盈萬本，適於重九日奏蒙聖駕紆轡登高，仰惟注念農功，見於詩詠泉亭靈蹟，遂成不朽而泉之利，亦因以常存吏民莫不歎幸，是日駐蹕郡城行宮，錫宴作樂賜王大臣等佩囊有差，紀恩述事得十六韻」王楷は十五年に正定知府任。^{*28}河南輝縣の人、乾隆十年進士、庶吉士を経て、散館後は編集。官は天津道に至った。^{*29}登高は重陽に行う高所に登り酒宴を開き菊を賞する風俗。杜甫の「登高」はよく知られている。

31「重九日賜内苑新棗恭紀」重陽に食する糕には棗が飾られる。

32「恭和御製閱滹沱河隄工元韻」九月十二日、御製詩「閱滹沱河隄工」に恭和した作品。乾隆帝の詩には序文があり、「滹沱河は本より堤無し。其の流れ漸く城に逼るを以て、高斌總督の時、奏して葑壩を建てても、永定兩岸の長隄の之を束ねて行うのごとくに非ざるなり。十一年、閱視の時、兜灣に吸流の處有り、指示を略經して壩を建て水を挑す。今已に淤沙耕すべくして河流遂に南に向かいて徙る。兵民坊を建て徳を頌す。夫れ河流定まる無きは南北亦た其の常なるのみ。固安も亦た吾が民にして、今夏隄乃ち潰決す。豈に朕此を厚くして彼を薄くせんや。既に以て詩を成し、並びに直隸の諸大吏に示す」とある。永定河ほどの緊密さは無いが、滹沱河の治水も方觀承の在任中次第に充實していく。^{*30}

33「蒙賜御厩青白馬恭紀」，34「蒙恩於河南行在頒賜寧綢緞領恭紀」，35「蒙賜哈密瓜恭紀」以上三首も27～29と同様に下賜品が与えられたことに應じたもの。

36「恭和御製駐蹕梅花亭，因繪梅花小幅并題以詩元韻」詩題の割註に「御寫綠萼梅幅幅額書梅花賦題詩四韻，命協辦大學士臣梁詩正，吏部侍郎臣彭啓豐，兵部侍郎臣劉綸，臣方觀承和進即各親幅末，時庚午十月十九日也」

とある。

37「恭題御製梅花小幅敬誌八韻，並呈協辦大學士太宰梁公少宰彭公少司馬劉公」，38「御書唐臣宋璟梅花賦命鐫石梅花亭北廊即以御筆賜臣觀承恭紀長律」（十月二十日），39「御製墨梅一幅題詩四韻命鐫石位於梅花亭之北廊西壁御筆即賜臣觀承恭紀四首」（十月二十一日）以上36～39にみえる梅花亭は順徳府沙河縣十里鋪村にあり，38にある開元の治を支えた唐代政治家宋璟の「梅花賦」にちなんで名付けられ明代に建てられた。36・37の梅花の御筆小幅，38の御筆行書で書かれた宋璟「梅花賦」，39の御製の「墨梅」に應じた作品群である。同時に唱和している協辦大學士臣梁詩正（1697 - 1763）は雍正八年庚戌科の探花，吏部侍郎臣彭啓豊（1701 - 1784）は雍正五年丁未科の状元，兵部侍郎臣劉綸（1711 - 1773）は乾隆元年丙辰博學宏詞科の一等一名，いずれも當代の名だたる詞臣たちで，方觀承は布衣より起家した身でありながら，彼らと同列に伍している。

40「次韻圓津菴壁間舊句示藹然禪師」「次韻」は最も厳格な和韻の形式で，原作の韻字を同じ順序で用いることを要件とする。^{*31}圓津菴は順徳にあり，藹然禪師は病民を収養する善舉を行っていた。^{*32}

41「庚午除夕讌集次韻」除夕（十二月二十九日）に集まった士人による和詩。割註に登場する楊煥章は不明。張裕燠は「同邑秀水簿」とあり，桐城の人で，秀水縣の主簿をしていた人物であろう。彼は太祖・太宗・世祖・世宗の各實録の「膳録漢字」に名が現れ，前三者では監生とあり，『世宗實録』（乾隆六年上表）では候選主簿となっており，秀水で實缺を得たことが推察される。この日の夕方に天津から来たという錢塘の徐甲仙も詳細不明。二首目第三句「白髮已添坡老詠」の割註に「坡翁詩白髮蒼顏五十三，余於新年更增其一」とあるが，「白髮蒼顏五十三」は蘇軾の「和子由除夜元日省宿致齋三首」の第二首の一句目。方觀承はこの年五十三才，新年には五十四となる。『薇香集』52「定州」割註にも蘇軾の名が見える。二首目の最終句割註に「恭逢聖駕南巡於新正啓鑾」とある。年明け早々に乾隆帝の初めての南巡をむかえることとなる。

4. 乾隆十六（1751）年（太子少保直隸總督）

42「乾隆辛未（十六年）正月十三日恭逢聖駕奉皇太后南巡江浙臣觀承謹率屬扈蹕至景州紀恩即事」乾隆帝は正月十三日に祈穀壇での禮を畢えた後，南巡を開始する。四句目割註に「是日祭祈穀壇禮畢，啓鑾出廣寧門」とある。また，八句目割註に「是日，諸王九卿及朝正外藩送駕至黃新莊賜宴放烟火，有準噶爾頭人薩拉爾者，新挈妻子來歸，授散秩大臣與宴」とある。薩拉爾は薩喇勒・薩賴爾とも表記する。ジュンガル部においては乾隆十年に部の長であるガルダンツェリンが死ぬとジュンガル部率いるオイラト部族連合は分裂した。^{*33}薩拉爾はそのジュンガル部の貴族である。乾隆十五年，所屬の四十七戸を率いて清朝に降った。清朝は彼をチャハルに安置して，蒙古正黃旗に編入した。^{*34}散秩大臣を授けられたことは國史館本傳の紀事にはあるが，實録では明らかではなく，本割註で期日が確定できる。この際花火も盛大に打ち上げられ，方觀承は乾隆三年元宵の際に圓明園で見た花火（『薇香集』5を参照）を想起している。十五日の新城縣の駐蹕の際にも合子燈（盒子燈；花火の一種）と雑伎が行われた。また，「拜瞻聖祖拜文孫」の句の割註に，「有旨，至所士民の瞻仰を聽し，有司呵阻するを得ず」とあるように南巡出発に当たり，民間の声を聞こうとする乾隆帝の「姿勢」を見せている。^{*35}さらに，「有詔蠲租三百萬，陽春先已遍南州」の句の割註に「時奉詔免江蘇積欠二百二十八萬，安徽積欠三十萬，又特蠲浙省本年正賦三十萬兩」とあるように，大規模な減税措置がとられた。

43「恭和御製命臣加賑去歲被水諸郡縣詩以言志書賜元韻」乾隆帝御製詩「命直隸總督方觀承加賑去歲被水諸郡縣詩以言志」への應制の詩。方觀承の前詩42の「頒金發粟詩言志，國本民天訓在斯」の割註にもこの御製詩への言及があり統治権力者における詩が単なる近代的な意味での文學表現にとどまるものではなく，政治と密接に関わることを明示的に表したものといえよう。

44「余在浙時嘉興蔣鈴用白描法爲寫小照，裘叔度詹事見之謂白描終難求似如其言，令武林徐鵬重作裘公爲介富陽董學士補竹石因成四截句并柬裘董二公」白描法は，墨一色の細線で描く墨画の技法。裘叔度は裘日修（1712 - 1773）のこと。裘は江西省新建の人，乾隆四年の進士。館選を経て翰林院編集となり，乾隆十三年から十六年まで詹事府詹事，侍郎在職中乾隆二十一年から二十二年には軍機大臣。後に禮部・刑部・工部尚書を歴任。乾隆帝の信任を得る。富陽董學士は董邦達（1698 - 1769）。雍正十一年の進士で，乾隆二年編集。乾隆十二年翰林院侍讀學士から南書房に入直。^{*36}乾隆十二～十六年内閣學士（十三～十四年憂免），禮部尚書に至る。山水畫を能くし，董源・董其昌と合わせて「古今三董」と称された。子の董誥も畫家として著名。五句目の「白髮蒼顏五十三」は41「庚午除夕讌集次韻」にあるように蘇軾の句をそのまま用いたもの。嘉興の蔣鈴，武林の徐鵬は不明。

45「大兄三弟奉二親安葬洪山，書來告期望遠銜悲成詩四首時。辛未清明前二日」黒龍江の謫戍の地で死去した祖父（方玄成）と父（方登嶧）は、雍正期に方觀承が寄寓していた平郡王の奏請により郷里に歸葬することが許されていた^{*37}が、その後の對處は不明であった。四首目の割註によれば、直隸布政使任期中に五百兩が下賜され、墓の造營を準備していたが、それがこの年に完成したものである。ただ、洪山の場所が特定できず、後致に待つ。「高源皖水流」の句から安徽省安慶附近ではないか。

47「題張少儀望雲圖即次元韻」張少儀は張鳳孫、江南華亭の人、副榜貢生から乾隆元年の博學宏詞に擧げられている。^{*38}ただし館選には至っていない。乾隆十六年の經學恩科に擧げられ、官は雲南糧儲道に至る。^{*39}方觀承はこの前の年、すでに經學に保擧されていた張鳳孫を直隸省に發して候補官とし、總督署で公務を佐理させることを奏請し、吏部の議准を経ることなく裁可されている。^{*40}また、張は乾隆二十年刊の方觀承およびその祖父・父の詩集『述本堂詩集』の後序（乾隆十八年）を書いており、方觀承との個人的繋がりが強かったことがわかる。

49「立春之次日得雪盈尺喜而成詩」一般に「三冬瑞雪豐年預兆」、「瑞雪兆豐年」などの言葉があるように、立春の時期の雪は瑞兆とされ、地方督撫の上奏文でも積雪を皇帝に伝えることは慣例となっている。二十二句目の割註に「雪後百日内當有澍雨農占甚驗」とありこの頃の天候がその年の農業生産を占うものであったことを示す。

50「冬齋八詠」は「紅梅」、「蘭」、「松」、「臘梅」、「水仙花」、「金橘」、「天竹」、「迎春花」八種の花卉を詠んだもの。「迎春花」（黃梅・オキナグサ）には「又た探春と名づく。繁蕊黃色。京師の冬月、廟市に多く之れ有り」と割註があり、北京の風俗の一端を示す。

51「辛未除夕再用王立亭許檄亭，庚午除夕前韻索諸同學和」前年除夕に詠んだ41「庚午除夕讌集次韻」と同韻で詠んだ詩。上年津門から來て小照を描いた錢塘の徐甲仙が消息不明になったり、弟の方觀本が即墨の知縣に任用されたりとの情報が見える。最終句割註に、「余新正の二日を以て、昌平に赴き、居庸疊翠御製詩碑を敬立す」とあるが、これはこの年の六月に乾隆帝が創った「太液秋風」、「瓊島春陰」、「金台夕照」、「薊門烟樹」、「西山晴雪」、「玉泉趵突」、「盧溝曉月」、「居庸疊翠」の八作からなる「燕山八景詩」の一つ。^{*41}

おわりに

繰り返しになるが、『燕香集』は方觀承が巡撫・總督というその地方における政治についてかなり大きな裁量権（政策提示・政策決定）を持つ地位に就いたのちの詩集である。しかし、浙江巡撫の時代の詩と、乾隆十四年に直隸總督に陞任して以降の詩には明確な差異がある。前者には政治・行政の色合いがほとんど見られず、士大夫との交流などが主となっているのに對し、後者は具體的な行政課題を詩に詠む頻度が高くなっている。京師に近く、皇帝と面会する機会の多い直隸省という地にある特色かもしれない。いずれにせよ、文書ではなく、實際の對話や詩の應酬による意思疎通が乾隆帝と、もともと帝がその能力に信頼をよせていた方觀承とのパーソナルな関係を深めていき、このことが乾隆前半期の直隸省地方政治の展開に、その直隸總督在位の異例の長さも含め、大きく反映されたのではないかと考えられる。

次稿ではさらに残された詩集の検討を行い、より上記の見通しについて明確にしていきたいと考えている。

註

*1 拙稿「方觀承撰『燕香集』について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成—」『熊本大学教育学部紀要』57, 2008.

*2 『高宗實錄』卷三一一、乾隆十三年三月壬子。

*3 同、卷三百二十二、乾隆十三年八月庚寅。

*4 川合康三選訳『李商隱詩選』岩波書店、2008、285頁。

*5 岡田武彦『劉念臺文集』、明德出版社、1980、の「解説」参照。

*6 『桐城耆舊錄』方巡撫傳第四十七。

*7 『乾隆朝上諭檔』第八冊 205、乾隆四十年十一月初十日。

*8 同、第八冊 1224、乾隆四十一年十二月初三日。

*9 南宋の詩人楊萬里の詩に「寄題安福劉道協涌翠樓」があるが、關係は不明。

- *10 『薇香集』 58 「高郵再晤喬五慕韓」高郵は江蘇省揚州府の運河沿いの州。喬慕韓は江蘇省寶應の人。方觀承と喬慕韓は乾隆四年に鄂爾泰に従った江南治水事業のうちに寶應で對面しており、「六年離合夢，行處覓金隄」と六年ぶりの再会を詠む。
- *11 註1 前掲拙稿参照。『薇香集』 77 「趙北口道中」。
- *12 『高宗實錄』 卷三百五十七，乾隆十五年二月己卯。
- *13 『御製詩二集』 卷十六，古今體八十三首，庚午三。
- *14 『高宗實錄』 卷三百五十九，乾隆十五年二月癸卯。
- *15 『御製詩二集』 卷十六，古今體八十三首，庚午三，の「過永定河」の後にある「清明」という詩題の割註に「時に二月二十九日」とある。
- *16 『孟子』 卷第六 滕文公章句下，「水は掘り下げた低いところをどんどんとうまく流れるようになった」（小林勝人訳注，岩波書店，1968）の意。
- *17 『御製詩二集』 卷十六，古今體八十三首，庚午三。
- *18 『方恪敏公奏議』 卷三，畿輔奏議，乾隆十四年十一月十二日「請改永定河下口」。
- *19 嘉慶『永定河志』 諭旨。
- *20 「故道策」等，方觀承以前の永定河治水については，拙稿「清中期直隸省における地域經濟と行政—永定河治水を中心として—」川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』（中国書店，1993）を参照。
- *21 『乾隆朝上諭檔』 第二冊 1665，乾隆十五年三月初三日，「内閣奉上諭」。
- *22 『高宗實錄』 卷三百六十，乾隆十五年三月辛亥。
- *23 同，卷三百六十二，乾隆十五年四月甲申。
- *24 『御製詩二集』 卷二十，古今體八十三首，庚午七。
- *25 『高宗實錄』 卷三百六十八，乾隆十五年七月癸丑。
- *26 同，卷三百六十九，乾隆十五年七月己巳。
- *27 拙稿「清代直隸省の治水政策—乾隆前期の子牙河治水を中心として—」『東洋史研究』 68 - 1，2009。
- *28 光緒『畿輔通志』 卷三十，表十五，職官六。
- *29 『詞林輯略』 卷四，乾隆十年己丑科。
- *30 註27 前掲拙稿参照。
- *31 松浦友久編，松原朗著『漢詩の事典』大修館書店，1999，702頁。
- *32 『薇香集』 下，「癸酉秋初疾赴順德過圓津菴贈謁然禪師再疊壁間前韻」。癸酉は乾隆十八年。
- *33 宮脇淳子『最後の遊牧帝国—ジューンガル部の興亡』講談社，1995。
- *34 『國朝耆獻類徵初編』 卷二百八十六，將帥二十六。
- *35 『高宗實錄』 卷三百八十一，乾隆十六年正月辛亥。
- *36 『皇朝詞林典故』 卷六十三，題名。
- *37 『桐城耆舊錄』 方恪敏公傳第九十三。
- *38 『聽雨叢談』 卷四，丙辰宏詞科徵士錄。
- *39 『晚清移詩匯』 卷七十二，「張鳳孫」。
- *40 『乾隆朝上諭檔』 第二冊 1906，乾隆十五年十一月初六日，内閣奉上諭。
- *41 『御製詩二集』 卷二十九，古今體八十三首，辛未八。